

議員発案第 1 号

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「道路特定財源の確保に関する意見書」を提出するものとする。

平成20年3月3日 提出

提出者 三条市議会議員 原 茂 之

賛成者 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を始め、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収減が生じ、更に地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたことになれば、本市では6億5,000万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、非常に厳しい状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月3日

三条市議会議員 村上幸一

〔提出先〕

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	財務大臣	国土交通大臣	経済財政政策担当大臣